

アドバイザーボード運営要領

東御市高齢者福祉拠点検討委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条の規定に基づくアドバイザーボードの運営要領を、次のとおり定める。

1 趣旨

アドバイザーボードは、東御市高齢者センターくらかげにおける高齢者福祉拠点の検討にあたり、専門的な助言を行うものとする。

2 構成・運営

(1) アドバイザーボードは、学識経験者で構成する。

(2) アドバイザーボードに座長を置く。座長は、市長が指名する者をもって充てる。

3 公開等

(1) アドバイザーボードは、原則として、公開とする。ただし、公開することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合には、非公開とする。

(2) アドバイザーボードの議事概要は、発言者の確認を得た上で、公表する。

(3) アドバイザーボードにおいて配布された資料は、原則として、公表する。ただし、公表することにより、当事者又は第三者の利益及び公共の利益を害するおそれがある場合には、非公開とする。

4 その他

(1) アドバイザーボードの庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(2) この要領に定めるもののほか、アドバイザーボードの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。